

飯綱町給水条例施行規程

平成17年10月1日水道事業管理規程第7号

飯綱町給水条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、水道法(昭和32年法律第177号)及び飯綱町給水条例(平成17年飯綱町条例第140号。以下「条例」という。)の規定に基づき、水道法及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給水装置工事の申込み)

第2条 条例第4条第1項の規定による申込みは、給水装置工事承認申請書(様式第1号)によるものとする。

(利害関係人の同意書等の提出)

第3条 条例第4条第2項の規定による利害関係人の同意を証する書類は、次の各号のいずれかに該当する場合に提出しなければならない。

- (1) 家屋の所有者でないとき。
- (2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するとき。
- (3) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。
- (4) その他管理者が必要と認めるとき。

(工事しゅん工届)

第4条 条例第7条第2項の規定による届出は、給水装置工事しゅん工届(様式第2号)によるものとし、工事がしゅん工した日の翌日から起算して7日以内にななければならない。

(町が負担する工事費)

第5条 条例第8条第1項ただし書に規定する管理者が特に必要があると認める工事の費用は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 配水管への取付口から水道メーター(第1バルブが設置されているときは、第1バルブ)までの間の給水装置の維持管理のために必要な工事 工事費の全部
 - (2) 給水装置のうち公道に属する部分の維持管理のために必要な工事 工事費の全部
 - (3) その他管理者が特別な理由があると認める工事 工事費のうち管理者が必要と認める部分
- (代理人選定届)

第6条 条例第9条の規定による届出は、給水装置に関する諸届(様式第3号)によるものとする。

(給水申込書)

第7条 条例第12条の規定による申込みは、水道給水申込書(様式第4号)によるものとする。

(届出)

第8条 条例第16条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類によるものとする。

- (1) 給水装置の使用を中止し、又は廃止するとき 給水装置に関する諸届(様式第3号)
- (2) 口径及び用途を変更するとき 給水装置に関する諸届(様式第3号)

(3) 消火演習のための消火栓又は私設消火栓を使用するとき 消火栓使用届(様式第5号)

(4) プールに給水するとき プール給水申込書(様式第6号)

2 条例第16条第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類によるものとする。

(1) 消火栓を消火に使用したとき 消火栓使用届(様式第5号)

(2) メーターを滅失し、又はき損したとき メーター滅失・き損届(様式第7号)

(3) 共用給水装置の使用戸数に異動があったとき 給水装置に関する諸届(様式第3号)

(4) 氏名若しくは名称又は住所に変更があったとき 給水装置に関する諸届(様式第3号)

(5) 給水装置の所有権に変更があったとき 給水装置に関する諸届(様式第3号)

(給水装置及び水質の検査)

第9条 水道法第18条第1項の規定により給水装置の検査又は水質検査を受けようとするときは、給水装置・水質検査請求書(様式第8号)を管理者に提出し、行うものとする。

2 管理者は、検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことがある。

3 メーターの検査には、請求者が立ち会わなければならない。

(水量の認定)

第10条 条例第20条に規定する使用水量の認定の方法は、前4月間における使用水量その他の事情を考慮して行う。

(使用水量の端数計算)

第11条 使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、次期に繰り越して計算する。ただし、使用を中止し、又は廃止した場合の端数は、これを切り捨てる。

(料金の訂正)

第12条 料金が納入された後、その算定に異動があったときは、速やかにこれを変更する。この場合においては、次期以降の納期に係る料金において精算することがある。

(身分証明書の携帯)

第13条 職員は、給水装置の検査、使用水量の計量その他給水管理上の必要により使用者等の居宅又は施設に立ち入る場合は、身分証明書を携帯しなければならない。

(給水停止の方法)

第14条 条例第28条及び第29条の規定による給水停止は、あらかじめこれを通知し、止水栓若しくは仕切弁の閉止、メーターの取りはずし又は配水管との連絡を切り離すことによって行う。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第15条 条例第32条第2項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、次に掲げる管理及び管理の状況に関する検査の実施に努めなければならない。

(1) 水槽の清掃を1年に1回、定期に行うこと。

(2) 有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するため、水槽の点検等必要な措置を講ずること。

(3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、

水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

(文書の様式)

第16条 この規程に定める文書の様式については、管理者が別に定める。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の牟礼村給水規程(平成10年牟礼村告示第14号)又は三水村給水規程(平成10年三水村公営企業管理規程第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。